資料１

# 令和４年度第３回北本市男女共同参画審議会
# 概要説明資料

## 議題⑴　男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成に係る答申案について

＜該当資料＞

資料２　男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成について（答申）（案）

＜要　　旨＞

■　北本市男女共同参画推進条例［参考資料１］第２０条の規定により、「市長は、男女共同参画の推進に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年これを公表する」ものとされています。また、作成するに当たっては、「北本市男女共同参画審議会の意見を聴く」ものとされています。

■　令和４年６月２０日付け北本市長通知「男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成について（諮問）」［参考資料２］により、北本市長から北本市男女共同参画審議会に対して意見の求めがあり、令和４年６月２８日（火）開催の第１回北本市男女共同参画審議会において、第五次北本市男女行動計画に基づく「男女共同参画の推進に関する年次報告書」について、御審議いただきました。

■　市長に対しては、答申書の提出により意見を行います。議題⑴では、「男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成について（答申）（案）」［資料１］の内容について御審議いただきます。

■　意見では、近年の社会において特に注視され、喫緊で市が特に取り組む必要がある事項を論点として、項目の１及び２に記述するとともに、市が積極的に啓発活動に取り組むよう要望する内容としました。

## 議題⑵　第六次北本市男女行動計画案について

＜該当資料＞

資料３　第六次北本市男女行動計画（案）

＜要　　旨＞

■　令和４年１１月２日（水）開催の第２回北本市男女共同参画審議会では計画原案について、御審議いただきました。

■　その後、令和４年１１月１１日（金）から同年１２月１１日（日）までパブリックコメント手続により市民の意見を募りました。その結果、意見の提出はありませんでした。

■　議題⑵では、第六次北本市男女行動計画案［資料３］の内容について、御審議いただきます。パブリックコメント手続を行った後であるため、計画内容自体を変更する修正はできませんが、記載方法や文章構成等について、御意見があればいただきたいと思います。

■　なお、パブリックコメント手続後に、文中で使用する用語や文章表現の統一等の軽微な修正は行っています。また、資料編を追加しています。

**議題⑶　第六次北本市男女行動計画の策定に係る答申案について**

**＜該当資料＞**

**資料４　第六次北本市男女行動計画の策定について（答申）（案）**

**＜要　　旨＞**

■　北本市男女共同参画推進条例［参考資料１］第１１条の規定により、「市長は、基本計画を策定するに当たっては、北本市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない」とされています。

■　令和３年９月１７日付け北本市長通知「第六次北本市男女行動計画の策定について（諮問）」［参考資料３］により、北本市長から北本市男女共同参画審議会に対して意見の求めがあり、議題⑵の説明でもある通りこれまで２回、計画の案について御審議いただきました。

■　市長に対しては、議題⑴の手続方法と同様に、答申書の提出により意見を行います。議題⑶では、「第六次北本市男女行動計画の策定について（答申）（案）」［資料４］の内容について御審議いただきます。

■　意見では、近年の社会において特に注視され、第六次男女行動計画において

「基本的な課題」や「具体的な事業内容」に新たに位置付ける事項を論点として、項目の１から４までに記述しました。また、項目の５では、計画の進捗管理について、本計画の主旨にのっとり事業が遂行されるとともに数値目標が達成されるように取り組むよう要望する内容としました。

その他

■　２つの案件について、報告します。

**１　北本市男女共同参画推進者認証要綱（案）について**

＜該当資料＞

資料５　北本市男女共同参画推進者認証要綱　概要

資料６　北本市男女共同参画推進者認証要綱（案）

＜要　　旨＞

■　第五次男女行動計画では、「男女きらきら北本いっしょにプログラム（男女共同参画推進者登録制度）の推進」が事業として位置付けられています。（「北本市男女共同参画推進者登録要綱（平成１７年告示第２２５号）」［参考資料４］を御参照ください。）

■　令和４年度中に、本制度を見直すこととしており、現在、要綱の改正作業を行っております。ここでは、改正後の新制度となる北本市男女共同参画推進者認証要綱に係る概要［資料５］と要綱（案）［資料６］について報告します。

■　新制度の運用は、令和５年４月１日から開始する予定です。

■　第六次男女行動計画案［資料３］では、施策の方向性１－１－①のうち「事業所等に向けた男女共同参画意識の高揚」（４３ページ）の具体的な事業内容として、位置付けています。

**２　北本市性の多様性推進者認証要綱（案）について**

＜該当資料＞

資料７　北本市性の多様性推進者認証要綱　概要

資料８　北本市性の多様性推進者認証要綱（案）

＜要　　旨＞

■　近年、性の多様性を尊重した社会づくりの重要性が高まっていることから、ＬＧＢＴＱをはじめとする多様な性の尊重を推進する事業者を認証する制度について、令和４年度中に制定することとしており、現在、要綱の制定作業を行っております。ここでは、新規制度となる北本市性の多様性推進者認証要綱に係る概要［資料７］と要綱（案）［資料８］について報告します。

■　新制度の運用は、令和５年４月１日から開始する予定です。

■　第六次男女行動計画案［資料３］では、施策の方向性１－２－①のうち「ＬＧＢＴＱ（性的マイノリティ）・性の多様性に関する理解促進」（４６ページ）の具体的な事業内容として、位置付けています。